

県立広島大学と庄原市との包括的連携・協力に関する協定書

県立広島大学（以下「甲」という。）と庄原市（以下「乙」という。）とは、地域社会の発展に寄与するため、相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この包括的連携・協力は、甲と乙がこれまで長年にわたり培ってきた信頼関係と連携・協力の実績を基盤に、より緊密かつ組織的な連携・協力体制をとることにより、甲にあっては広範囲な教育・研究面の向上及び地域社会への貢献を、乙にあっては地域課題の解決及び市民サービスの向上を一層推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、地域の諸課題の解決や地域政策の研究など、それぞれが有する資源を活用した組織的かつ効果的な取り組みを行うこととし、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域のまちづくり、人づくりに関すること。
- (2) 地域産業の振興及び地域経済の発展に関すること。
- (3) 地域の保健福祉の向上に関すること。
- (4) 地域の教育、文化、生涯学習の推進に関すること。
- (5) 地域の環境政策の推進に関すること。
- (6) その他前条の目的に沿った連携・協力が必要な事項に関すること。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

2 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各々1通を保有する。

平成18年3月29日

甲 県立広島大学

乙 庄原市

学長

赤岡 功



庄原市長

滝口季彦

